

令和9年度 短期大学の設置者変更一覧

1. 短期大学の設置者変更：1件

令和8年8月

設置者名【旧】 (所在地)	設置者名【新】 (所在地)	設置者変更する学校	附 帯 事 項	備考
学校法人 帝京学園 (東京都板橋区)	学校法人 帝京科学大学 (東京都足立区)	帝京学園短期大学 保育科(50) (山梨県山梨市) ※()内の数は入学定員	○遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携等により、監事による監査の体制の充実に努めること。【助言事項】 ○理事に顧問を兼務している者がいることから、それぞれの役割を踏まえた運用となるよう努めること。【助言事項】 ○既設組織の今後の定員充足の在り方について検討し、定員未充足の不断の改善に努めること。(帝京科学大学医療科学部作業療法学科、教育人間科学部こども学科、幼児保育学科)【遵守事項】 ○財務書類等の公表(ホームページへの掲載)について、わかりやすい説明の明確化と充実に努めること。【助言事項】 ○教学監査については、監査計画に監査項目や実施体制を盛り込んだ上で実施する等、充実に努めること。【助言事項】 ○審査の過程において、提出書類の不備が見受けられ、今後新たな組織を設置すること等も踏まえると、一層の体制の強化が必要であると考えられることから、事務処理を適切に行うための事務組織の積極的な見直しを検討すること。【助言事項】	※学校法人帝京科学大学の寄附行為変更は文部科学大臣が認可し、学校法人帝京学園の寄附行為変更は、東京都知事が認可する。 ※令和9年4月名称変更 帝京学園短期大学 → 帝京科学大学短期大学部 保育科 → こども学科 ※令和9年4月定員減 こども学科 (△20)